五條市林業事業体担い手育成事業補助金交付要綱

令和３年　６月１１日　制定

　（趣旨）

第１条　市長は、五條市内の林業の活性化及び雇用促進等を目的に、林業の担い手となる高度の技能知識を有する林業従事者を確保、育成するため、五條市林業事業体担い手育成事業（以下「事業」という。）を実施する林業事業体に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、五條市補助金等交付規則（令和３年３月五條市規則第１３号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

　（用語）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1)　「林業従事者」とは、造林、保育、伐採その他の森林における施業（以下「森林施

業」という。）に従事する者をいう。

(2)　「林業事業体」とは、林業労働者を雇用して森林施業を行う者をいう。

(3)　「認定事業体」とは、林業労働力の確保の促進に関する法律（平成８年法律第４５

号）に基づき雇用管理の改善及び事業合理化の改善措置についての計画を作成し、知事

に提出して当該計画が適当である旨の認定を受けた林業事業体をいう。

（補助対象者）

第３条　この要綱において補助金の交付を受けることのできる者は、五條市内に住所を有する認定事業体であって、その雇用している林業従事者が次の第１号から第４号までの全ての規定に該当するものとする。

(1)　労働条件等を明確にした雇用契約により採用されていること。

(2)　事業実施後、５年間、市内の林業事業体で林業に従事する予定の者であること。

(3)　林業従事者として必要な健康状態の者であること。

(4)　国が行う「緑の雇用」新規就業者育成推進事業に係る公募要領別添別表１に掲げる「FW研修（１年目）」の研修生の要件中４の林業就業経験の規定により、当該事業の

対象とならない者であること。

２　前項第３号の規定の適用について、当該林業従事者の定年は原則として６５歳とし、申請時に６０歳を超えている者については、交付申請時に就業規則等の提出を求め、申請年度の翌年度から起算して５年間、林業に従事可能であることを確認するものとする。

　（補助対象事業）

第４条　補助対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、認定事業体が雇用している林業従事者を奈良県森林組合連合会が主催する別表１に掲げる研修に参加させ、森林作業士になるために必要な技能知識を習得させる事業であって、国、奈良県等から補助金等の交付を受けていない事業とする。

　（補助対象経費及び補助額）

第５条　補助の対象となる経費及び補助金の額等は、別表２のとおりとする。

（補助事業の実施期間）

第６条　補助事業の実施期間は、補助金の交付の決定を受けた日からその日の属する年度の末日までとする。

（補助金の交付の申請）

第７条　補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は市長が定める期間内に五條市林業事業体担い手育成事業補助金交付申請書（様式第１号）に、次の各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

　(1)　事業計画書（様式第２号）

　(2)　収支予算書（様式第３号）

　(3)　交付の対象となる林業従事者の林業就業経験年数が分かる書類（履歴書等の写し）

　(4)　雇用契約書（写し）

　(5)　就業規則（写し）（交付申請時の年齢が６０歳を超えている場合）

　(6)　林業労働力の確保の促進に関する法律（平成８年法律第４５号）に基づく認定通知書（写し）

　(7)　その他市長が必要と認める書類

　（補助金の交付決定）

第８条　市長は、前条の書類を受理した場合において適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、申請者に対し五條市林業事業体担い手育成事業補助金交付決定通知書（様式第４号）で通知するものとする。この場合において、市長が補助金の目的を達成するため必要があると認めるときは、条件を付すことができるものとする。

　（申請の取下げ）

第９条　前条の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、前条の規定による交付の決定の通知を受けた日から１０日以内にその旨を記載した書面を市長に提出しなければならない。

（事業内容の変更）

第１０条　補助事業者は、交付の決定を受けた事業について、その事業計画を変更しようと

するときは、あらかじめ五條市林業事業体担い手育成事業補助金変更承認申請書（様式第

５号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

　（状況の報告等）

第１１条　市長は、補助事業者に対し、必要に応じて補助事業等の遂行状況等の報告を求め、又は現地調査を行い、必要な指示をすることができる。

（完了実績報告）

第１２条　補助事業者は、補助事業が完了したときは、その完了した日から３０日以内又は交付決定を受けた日の属する会計年度の末日のいずれか早い日までに、五條市林業事業体担い手育成事業補助金実績報告書（様式第６号）に、次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

　(1)　収支決算書（様式第７号）

(2)　講習等の研修修了証書の写し

　(3)　講習に係る経費の支払い等を証する書類（請求書等）

(4)　その他市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定及び精算）

第１３条　市長は、前条の規定による書類の提出を受けた場合には、必要な検査を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に対して五條市林業事業体担い手育成事業補助金交付金額確定通知書（様式第８号）で通知するものとする。

２　前項の規定による通知を受けた補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、五條市林業事業体担い手育成事業補助金交付請求書（様式第９号）を提出しなければならない。

　（交付決定の取消し等）

第１４条　市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

　(1)　第８条後段の規定により市長が付した条件、第１０条の規定又は第１１条の規定による市長の指示に違反したとき。

　(2)　補助金を目的外に使用したとき。

　(3)　事業を中止したとき又は事業の遂行の見込みがないとき。

　(4)　偽りその他不正の手段により補助金の交付を受け、又は受けようとしたとき。

２　前項の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合、市長は、当該

取消しに係る部分に関し既に交付した補助金の返還を命ずるものとする。

　（関係書類等の整備）

第１５条　補助事業者は、この補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ

当該収入及び支出についての証拠書類を補助事業終了の翌年度から起算して５年間整備、

保管しなければならない。

（林業従事者の就業状況について）

第１６条　補助事業者は、交付を受けた年度の翌年度から起算して５年間、補助金を使用した講習を受けた林業従事者の情報を把握しておくこととする。

２　市長は、必要に応じて、この事業で補助を受けた林業従事者の情報についての報告を補助事業者に求めることができるものとする。

３　第３条に規定する要件のいずれかについて、補助金の交付を受けた翌年度から起算して５年以内に該当しなくなった、又は該当しているか不明になった林業従事者がいる場合、補助事業者は当該林業従事者に係る補助金額を５等分し、返還の必要が生じた時点の年度分を含めた残りの年数分を市に返還するものとする。

４　前項の規定に関わらず、市長が特別に認めるときは、その返還を免除できるものとする。

　（その他）

第１７条　この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は市長が別に定める。

附　則

この要綱は、公布の日から施行し、令和３年度の補助金から適用する。

　　　附　則

　この要綱は、公布の日から施行し、令和４年４月１日から適用する。